

日立サステナブルエナジー株式会社「(仮称)今ノ山風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和2年6月12日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)今ノ山風力発電事業環境影響評価方法書について、日立サステナブルエナジー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、高知県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：高知県土佐清水市及び三原村
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大38,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

| | |
|-------------|-------------|
| 計画段階環境配慮書受理 | 平成29年 3月22日 |
| 環境大臣意見受理 | 平成29年 6月 2日 |
| 経済産業大臣意見発出 | 平成29年 6月20日 |

<環境影響評価方法書>

| | |
|-------------|-------------|
| 環境影響評価方法書受理 | 令和 元年12月 9日 |
| 住民意見の概要等受理 | 令和 2年 2月25日 |
| 高知県知事意見受理 | 令和 2年 5月22日 |
| 経済産業大臣勧告発出 | 令和 2年 6月12日 |

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内
電話03-3501-1742(直通)

日立サステナブルエナジー株式会社「(仮称)今ノ山風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 風力発電施設を設置、既設及び新設の道路や拡幅する道路の内容等に係る具体的な事業計画が明らかになっていないことから、これらを明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 今後、環境影響評価手続を進めるに当たっては、地域住民等からの意見に十分配慮した上で事業計画を検討・策定すること。
また、地域特性や住民等の意見を十分に踏まえ、必要な情報提供や意見等聴取の機会を積極的に設けるとともに、疑問等に対しては丁寧かつ分かりやすく説明し、意見等に対しては誠意を持って対応するなど、地域住民等との相互理解の促進に努めること。
3. 本事業の対象事業実施区域及びその周辺では、他事業者による風力発電事業が計画されており、本事業との累積的な環境影響が懸念されることから、累積的な環境影響が想定される環境影響評価項目について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 対象事業実施区域の周辺は、今ノ山鳥獣保護区があることから風力発電施設の設置や道路の改変等による影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、保護区内の生態系への影響を回避又は極力低減すること。
5. 対象事業実施区域及びその周辺は、国内希少野生動植物種であるクマタカやハヤブサ等の猛禽類の繁殖地又は渡りのルートとなっている可能性があり、県鳥でもあるヤイロチョウ等の希少な動物が生息している可能性もあるため、適切に調査、予測及び評価を行い、影響を回避又は極力低減すること。
6. 対象事業実施区域及びその周辺には、イシヅチサンショウウオ、コガタブチサンショウウオ、及び、シコクハコネサンショウウオのほか、土佐清水市の一部の地域だけに生息しているとされているトサシミズサンショウウオ等の希少なサンショウウオ類が生息している可能性があるため、現地調査により生息状況を把握するとともに、適切に予測及び評価を行うこと。
7. 対象事業実施区域内及びその周辺には、自然度の高い希少なアカガシ群落があり、風力発電施設の設置及び附帯する道路等の工事等による当該植生への影響が懸念される。このため、風力発電施設等の配置等の検討に当たっては、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(別紙)

8. 風力発電施設の設置及び附帯する道路の整備等に伴う濁水の流入による水環境への影響が懸念される。このため、対象事業実施区域及びその周辺の河川に流入する沢筋及び水道用水等の取水地点への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、水環境への影響を回避又は低減すること。
9. 対象事業実施区域周辺には、今ノ山の登山道や遊歩道等があることから、人と自然との触れ合いの活動の場への影響について検討し、その結果を踏まえて、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(高知県知事からの意見書の写しを添付)